

議 事 録

会議の名称	令和7年第7回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年7月25日(金) 午後2時から 午後2時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (2) 報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について (3) 報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (4) 報告第33号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第7回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第7回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第7回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます</p>

代理	ます。それでは、ただ今から令和7年第7回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	(田端会長、あいさつ)
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。前回、総会を欠席された議席18番坂爪委員、続いて前回から引き続き、議席順に、議席2番内田委員、また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案1件及び報告3件です。</p> <p>はじめに、第34号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第34号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第34号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転5件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、第一種低層住居専用地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、3ページをお願いいたします。5-1について、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p>

次に、整理番号2でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、進入路・駐車場用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、4ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。

申請地位置図は、5ページをお願いいたします。5-3について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席13番田端会長でございます。

申請地位置図は、5ページをお願いいたします。5-4について、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号3と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。2ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、傍示堂地内の田5筆、

	<p>面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席2番内田委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、6ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号3と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1及び整理番号2について、議席11番宮部委員の報告を求めます。</p>
宮部委員	<p>はじめに、整理番号1について、11番、宮部より報告させていただきます。7月22日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書3ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は千本桜公園北側の道路を挟んですぐの場所です。</p> <p>申請目的は売買による土地分譲用地です。申請地は幹線道路や商業施設などへのアクセスがよく、早期の売却が見込めることから、申請地を2区画に区分けし、住宅地として販売するとのことです。</p> <p>用途地域は第一種低層住居専用地域で住宅地に囲まれ、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>引き続き、整理番号2について、報告させていただきます。7月22日午後1時30分頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書4ページ5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線下町第2踏切から東に約220メートルに位置しています。</p> <p>申請事由は、進入路・駐車場用地です。受け人は飲食店・不動産コンサルタント業を営んでいます。所有している社宅が満室で新たな社宅用地を探していたところ、条件に適した物件が見つかり調査した結果、土地の一部が農地であった事が判明しました。</p> <p>申請地は、社宅への進入路と来客用の駐車場として使用するとのことです。周辺は、住宅地に囲まれ、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われま</p> <p>す。以上、ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>整理番号3及び整理番号4について、私が議事進行のため、私に代わり同</p>

	地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。
倉林推進委員	<p>はじめに、整理番号3について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。7月19日午後6時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書5ページ5-3・5-4の地図のうち、5-3の個所をご覧ください。5-3の申請地につきましては、高柳公会堂から北東に130メートルの所に位置しています。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受け人は太陽光発電事業を営んでおり、日射量がよく発電量が担保されることから申請地が適地と判断したため、この土地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>周辺は、宅地や墓地、太陽光発電施設が立ち並び、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>引き続き、整理番号4について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。7月19日午後6時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については、議案書5ページ5-3・5-4の地図のうち、5-4の個所をご覧ください。5-3の申請地から北西に約180メートルの所に位置しています。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受け人は太陽光発電事業を営んでいます。申請地周辺で事業用地を探していたところ、申請地は日照や搬入路に支障がないことから、適地と判断し今回の申請に至りました。</p> <p>周辺は、宅地や山林、太陽光発電施設に囲まれ、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します</p>
議長	整理番号5について、議席2番内田委員の報告を求めます。
内田委員	<p>2番内田より報告させていただきます。7月19日午後2時頃、福島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書6ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、国道17号、日の出四丁目交差点より東へ約200メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は敷地拡張です。受入は申請地南側で服飾品、化粧品等の輸入販売業を営んでいます。現在の事業用地では、従業員、来客用の駐車と、搬出搬入業者の荷下ろしスペース、商品を保管するためのコンテナが混在し、業務上非効率であり、また、安全性の面においても支障をきたしているとのことです。この状況を改善するために、申請地に駐車場と、コンテナを移設し、また、一部を搬入業者の荷下ろしスペースとして新たに整備するとのことです。</p> <p>加えて、事業地に置ききれない商品は市外の倉庫を借りて保管しているた</p>

	<p>め、申請地に保管用のコンテナを増設し、維持費用を削減したいとのことでした。</p> <p>以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第31号をご説明いたしますので、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第31号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、8ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第32号をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第32号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、10ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第33号をご説明いたしますので、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第33号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。</p>

	<p>受理件数は、2件です。報告書は12ページから15ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和7年第7回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>